

消費生活の豆知識 その62 お試し1回限りのつもりが、定期契約に!

消費生活センター ☎224・6162 ☎222・5454

事例

○高校生の娘がスマートフォンで広告を見て、ダイエット・美肌効果をとった健康食品の10日分100円を1か月前に注文したらしい。娘はお試し1回購入だけのつもりだったようだが、最近、商品30日分が届き、5000円の請求書が入っていた。事業者を確認すると、最初の10日分を含め4回の購入を約束した定期購入契約だと言われた。解約できるのは4回購入後だという。合計

1万円以上になる。すぐ解約したい。

インターネット通販で健康食品やサプリメントが、安価な「お試し価格」で購入できるとあって申し込んだら、実は定期購入の契約だったという相談が多数寄せられています。

消費者へのアドバイス

- ① インターネット通販の広告には一定の表示が義務付けられています。定期購入であることが分かりにくく表示されている場合があります。表示を見落とさないようにペー
- ② お試し価格で安価なため、未成年者が小遣いで払えると思いき、保護者の知らない間に注文してトラブルになる事例もあります。未成年者は保護者と契約内容をよく確認し、同意を得てから申し込みましょう。
- ③ 広告は商品の特価や特性ばかりが強調されますが、契約条件を必ず確認しましょう。
- ④ 困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

◎ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎
■消費者カレッジ「エンディングノートとは？」エンディングノートを書いてみよう」
 講師：ファイナンシャルプランナー・中田実千代さん 日時：6月15日(水)、午後2時〜3時30分 会場：ウエスタ川越 市民活動・生涯学習施設 対象：市内在住・在勤 定員：先着40人 経費：無料 申し込み：6月1日(水)、午前9時から電話・ファクスで消費生活センター

どうしよう? と思ったら

市民相談案内

相談内容	問い合わせ
日常生活の悩み事▶多重債務▶行政・法律・公正証書▶税金・社会保険労務▶不動産・登記▶建築・住宅修繕▶マンション管理	広聴課 ☎224-5022
消費生活	消費生活センター ☎224-6162
児童虐待	児童虐待防止 SOS センター ☎0120-283-505
子育て・児童虐待 ひとり親家庭・離婚	こども家庭課 ☎224-5821
育児の悩み	子育て支援センター ☎247-6613
子育て施設サービス等利用支援	子育て支援センター ☎247-5010
教育全般	リバーラ ☎234-8333
いじめ	教育センター ☎236-1818
青少年の悩み事	少年指導センター ☎224-5724
性感染症・エイズ▶うつ・アルコール・ひきこもり	保健予防課 ☎227-5102
健康・不妊・不育症	健康づくり支援課 ☎224-8611
人権	さいたま地方務局川越支局 ☎243-3824
高齢者(高齢者虐待・介護予防・認知症)	地域包括ケア推進課 ☎224-6087
障害者	障害者福祉課 ☎224-5785 ☎225-3033
障害者虐待	障害者虐待防止センター ☎227-4330 ☎226-7666
女性の悩み・DV	男女共同参画課 ☎224-5723
結婚・内職・交通事故	ウエスタ川越・市民相談室 ☎249-7855
労働トラブル(仕事上の悩み)	雇用支援課 ☎227-5776
就職活動・雇用・若年未就労者	しごと支援センター ☎227-5775
外国籍市民	国際文化交流課 ☎224-5506

実施日・相談内容などはお尋ねください▶予約が必要な相談があります▶電話番号などのかけ間違いにご注意ください

PICK-UP

困ったときは相談を
人権擁護委員は身近な相談相手 人権推進課 ☎224-5579

人権擁護委員は現在10人。人権に関する相談をはじめ、地域で人権の大切さについて理解を深めてもらうための活動を行っています。

いじめや暴力、差別などの人権侵害はもちろん、困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。相談は無料です。個人の秘密は厳守されます。

特設人権相談(人権擁護委員)

日時…原則毎月第2水曜日、午後1時～4時 会場…ウエスタ川越 男女共同参画推進施設

常設人権相談(人権擁護委員または法務局職員)

日時…平日、午前8時30分～午後5時15分 会場・問い合わせ…さいたま地方務局川越支局 ☎243-3824